

「法律相談に対する企業の意識調査」 アンケート調査結果報告

はじめに

当法科大学院は社会貢献の機能を担う部門として、2005年4月にリーガル・サービス・センター（以下、LSCと略す）を設け、無料での法律相談を提供してきた。これまでは、市民・個人からの相談が圧倒的多数を占めてきたが、当法科大学院は金融を中心とする「ビジネス法務に強い法曹の養成」を教育目的のひとつに掲げており、LSCにおいても企業からの法律相談に対応していくことが望まれている。

そこで企業からの法律相談に十分に対応するための準備として、企業側の法律相談ニーズをアンケート調査することとした。アンケートは広島県内の企業を対象として、今夏、郵便により約2000社にアンケート調査表を送付する方法で行い、198社から回答を得た。ここでは、調査結果の概要を報告する。

1. 調査対象企業の法律事項に対する態勢について

調査対象企業に法律事項の担当者または担当部署の有無について照会した。調査結果は次のとおりである。

①法務担当者の有無

	会社数	比率
担当者がある	25	13%
担当者はいない	165	87%
合計	190	100%

法務担当者を決めているのは全体の13%程度。1割以上の企業が担当者を決めて対応を行っている。

②法務担当部署の有無

	会社数	比率
担当部署がある	15	8%
担当部署はない	172	92%
合計	187	100%

法務担当部門を持っているのは全体の8%程度。担当者を決めている企業に比べ5%ほど少ない。法務事項担当部署を置いている企業(15社)でも担当部署の人員の平均は、1.5人にとどまっている。

③法律事項について照会する先は決まっているか

	会社数	比率
決まっている	96	52%
決めていない	90	48%
合計	186	100%

法律事項について、照会先が決まっている企業は過半数に及ぶ。

④顧問弁護士を起用しているか

	会社数	比率
起用している	70	38%
起用していない	116	62%
合計	186	100%

特定の顧問弁護士を決めている企業は、全体の約4割となっている。ただし、顧問契約という形式を取っているのか、問題が生じた際にアドホックで照会しているか、という点は聞かなかった。

2. あたらしい立法への対応について

本項目は次のような照会を行った。

「最近、毎年のように会社の経営に重大な影響を与える法律が施行されています。たとえば、今年5月には新会社法が施行されました。こうした新しい法律の施行や改正に会社は迅速・的確な対応を求められますが、貴社は

どのような方法で新法・改正法に対応していますか。」

⑤会社法などあたらしい立法への対応の方法について

商工会議所のセミナー	会計事務所・法律事務所などのセミナー	法律事務所・弁護士に相談	親会社に親会社に個別に照会	業界団体に個別に照会	その他	事前には対応していない。問題があったときに考える
52	76	47	32	20	32	57

この照会には複数回答が可能なため、全体で316の回答があるが、会計事務所や弁護士事務所が行うセミナーから情報を得るとの回答が最も多い(76社, 24%)。次いで、事前には対処せず問題が生じた場合に対処する(57社, 18%), 商工会議所セミナーによる(52社, 16%)となっている。この項目には自由回答を求めたが、次のような回答が寄せられた。

- ・税理士, 司法書士/税理士, 弁護士に相談する。
- ・司法書士や監査法人に相談する。HP等での資料を請求する。
- ・会計事務所/会計事務所に聞く。会計事務所で月1回無料相談がある/監査を依頼している公認会計事務所から情報を得る。
- ・メインバンクやその他銀行の法律相談日を利用したり, 銀行主催のセミナーやその他のサービスによって, タイムリーに情報を得ている。
- ・法人会のセミナー, フィナンシャル・プランナー, 研修会などから得ている。
- ・書籍, 雑誌, 出版物/冊子や本を購入して対応または法律書による自習による。
- ・親会社から例文によって指示される, あるいは親会社より具体的な指示がある。
- ・業務に直接関係あるものについては研修や資料請求する。

・保険業務を行っている先から情報を得る。

これらの回答のほかに、現在、対応を検討中であり、迅速で的確な対応が出来る準備をしたいと考えている、あるいは具体的な事例として、書籍を購入し、知り合いの会計事務所に相談、税務申告書チェックしてもらった（平成18年5月末決算）という例があった。また、各役所も情報の入手先に挙げられている。

3. 法律相談事項

つぎに、現時点での相談事項の有無、あるという場合の相談事項の内容等を調査した。

⑥現時点での法律相談を要する事項の有無

	会社数	比率
あ　　る	42	23 %
な　　い	143	77 %
合　　計	185	100 %

現時点では、当校のリーガル・サービス・センターに相談する事案があるとしている企業は25%程度にとどまる。

⑦相談を要する法律事項の発生頻度について

	会社数	比率
年に1, 2件	82	65 %
年に5, 6件	33	26 %
月に1, 2件	9	7 %
毎　　週	2	2 %
合　　計	126	100 %

法律事項について「相談したい事項」は、年に、1, 2件がもっとも多いが、年に数件という企業も26%を占めている。アンケート対象企業の規模はまちまちであり、一概には言えないが、法律サービスの需要が窺えるところである。

⑧法律相談をする場合の手段について

	会社数	比率
面談	91	55%
電話	40	24%
e-mail	28	17%
ファックス	7	4%
合計	166	100%

直接会っての相談にもっとも希望が多い。次いで電話であり、書面ではなく会話を通じての相談を高く希望している。

⑨法律相談を希望する事項

事項	会社数	比率	事項	会社数	比率
人事・労務	30	12.8%	合併・経営統合	8	3.4%
債権回収・手形回収	20	8.5%	個人情報保護	8	3.4%
新法・改正法対応	12	5.1%	知的財産権	7	3.0%
契約のチェック	11	4.7%	倒産処理	6	2.6%
会社法対応	11	4.7%	不動産売却・賃貸	6	2.6%
事故	10	4.3%	海外進出・撤退	6	2.6%
顧客クレーム	10	4.3%	環境問題	5	2.1%
税務	9	3.8%	内部統制(ガバナンス)	5	2.1%
ITセキュリティ	9	3.8%	株主総会対応	5	2.1%
契約の起案	8	3.4%	訴訟・仲裁(請求側)	5	2.1%

回答数合計は234件であった。現在、具体的な問題となっていない場合も含めて、法律相談をするとした場合に、とくにどの分野が対象となるかを照会したところ、多様な結果となった。最も多いのは予想のとおり、「人事・労務」であったが、それ以外にも「債権回収・手形回収」、会社法を含む「新法・改正法への対応」、「事故」や「顧客クレーム」などに要望が多いことが分かった。これに対して、「訴訟・仲裁」については請求側で5社、被

請求側で2社と少なく、一方、契約書のチェックや起案が多い。この点は、会社の抱える法律問題の性質が窺える結果となった。なお、内部統制についても5件と少ない。2009年3月期からいわゆる日本版サーベンス・オクスレー法が導入されるが、これは上場企業を対象としていることから、需要は高くないようである。また、製造業の中国進出を想定し、「海外進出と撤退」を相談事項として尋ねたが、予想よりも回答は少なかった。

4. 当校リーガル・サービス・センターの役割

アンケートの最後に、当校のリーガル・サービス・センターの認知度について照会したが、ほとんど知られていないことが分かった。この理由としては、設置から日が浅いことを挙げることができよう。その一方で、今後当リーガル・サービス・センターから法律相談に関する案内などを送付することについては、7割以上が希望している。また、現時点では法律相談事項を抱えている企業はかならずしも多くないとはいえ、年間に1件から数件の相談事項をほとんどの企業が抱えている。

こうした調査結果を踏まえると、これまでは主として個人・消費者の法律相談を行ってきたが、今後は企業向けの法律サービスを提供することは必要であり、とくに当センターが市内ビジネス街から比較的近距離にあるという立地も、面談による相談を希望する企業の需要に応えるのに適していよう。相談希望事項を念頭に対応を考えてまいりたい。